

## 社会福祉法人河渡の郷福祉会 個人情報保護規定

この規定は、社会福祉法人河渡の郷福祉会が、設置・運営する、すべての事業所において提供する福祉サービスに関し、その保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人河渡の郷福祉会が保有する個人情報の適切な取扱いに関して必要な基本的事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

### (利用目的の特定)

第3条 個人情報の取得に当たっては、できる限りその利用目的を特定しなければならない。利用目的を変更する場合には、本人に通知又は公表するとともに、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### (利用目的の通知等)

第4条 前条の利用目的は、あらかじめ公表されている場合を除き、本人に通知し、又は公表しなければならない。また、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (個人情報の適正な取得)

第5条 個人情報は、第3条に定める利用目的の範囲内において、適正かつ公正な手段によって収集されなければならない。

### (個人情報の安全管理)

第6条 事業所は、保有する個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的、及び技術的措置を講じなければならない。

#### **(従業者及び委託先の監督)**

第7条 事業所は、従業者(ボランティア等を含む)及び個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合はその委託を受けた者に対し、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### **(個人情報の第三者への提供)**

第8条 事業所は、法令による場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報をみだりに第三者に提供してはならない。

#### **(個人情報の開示、削除等)**

第9条 事業所は、本人から、自らの個人情報について開示、訂正、追加又は削除を求められたときは、必要な確認を行い、遅滞なく対応しなければならない。

#### **(苦情への対応)**

第10条 事業所は、個人情報の取り扱いに関する苦情を受付ける窓口等を設置し、苦情の申し出があった場合は、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

#### **(具体的な運用規則等)**

第11条 事業所は、本規程のほか、個人情報の管理運用に関する具体的な事項について、各々個別に規則等を制定し、個人情報保護に万全を期さなければならない。

## 社会福祉法人河渡の郷福社会 個人情報保護方針

社会福祉法人河渡の郷福社会およびその役職員は、個人情報の保護に関する法律及び関係諸法令ならびに監督当局のガイドラインなどを遵守し、以下の基本方針を定めます。

1. 個人情報は、法令に従って取得し、その内容は、正確・再審となるよう努めます。
2. 個人情報の利用は、利用目的の範囲を超えては行ないません。また、第三者への個人情報の開示・提供は、法令にもとづきその開示が義務づけられるなどの正当な理由が無い限り、本人の承諾なしに行ないません。
3. 個人情報の流出、不正利用などを防止する為に、役職員への教育を徹底します。又、管理・点検の責任者を任命し、適正な管理体制を整備します。
4. 個人情報を外部委託先に取扱わせる場合には、その委託先においても個人情報保護が図られているかについて、責任を持って監督します。
5. 個人情報については、本人の求めにより、開示・訂正・利用停止などを法令に則り行ないます。

尚、個人情報の利用目的など個人情報に関するお問い合わせは、祝祭日を含む平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までに、個人情報相談窓口にご連絡ください。

### 個人情報相談窓口

社会福祉法人 河渡の郷福社会

〒950-0024

新潟市東区河渡 2-4-65

電話：025-270-1414

FAX：025-270-1417

また、ご家族様の声も踏まえて、個人情報保護に関する管理体制等のプログラムは適宜見直し継続的な改善に取り組んでまいります。

## [個人情報の利用目的]

1. ご利用者様に当施設で行う介護サービスの提供を実施するため
2. 公的介護保険に係る事務
3. ご利用者様へのサービスの提供に係る事業所等の管理運営業務(ご利用状況等の管理、会計・経理等)
4. 当該ご利用者様のサービスの向上及びサービスの提供に係る契約後の管理・介護サービスの実施
5. ご利用者様に提供する介護サービスのうち、公的介護保険による居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答、その他の業務委託、家族等への身体状況等の説明
6. 公的介護保険事務のうち、保険事務の委託、審査支払い機関への保険請求書の提出、審査支払い機関または保険者からの照会への回答

尚、社会福祉法人河渡の郷福社会の設置・運営する、すべての事業所に関する法令等により、機微情報は、適切な業務の運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。